

事業報告書
(自 令和 6年10月 1日 至 令和 7年 9月30日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 仁 林 会
① ☐財団 ☒社団 (☐出資持分なし ☒出資持分あり)
② ☐社会医療法人 ☐特定医療法人 ☐出資額限度法人
☒その他
③ ☐基金制度採用 ☒基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 岐阜県土岐市土岐口中町二丁目40番地

(3) 設立認可年月日 平成 1 年 2 月 28 日

(4) 設立登記年月日 平成 1 年 3 月 10 日

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の業務)

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開 設 場 所	許可病床数
診療所	はやし内科	2111800864	岐阜県土岐市土岐口中町二丁目 40番地	

(2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)

(3) 収益業務 (社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務)

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 6年11月19日 令和6年度決算の決定

法人名 医療法人 仁 林 会
所在地 岐阜県土岐市土岐口中町二丁目40番地

※医療法人整理番号

財 産 目 録

(令和 7年 9月30日現在)

1. 資 産 額	420,930,252 円
2. 負 債 額	12,201,819 円
3. 純 資 産 額	408,728,433 円

(内 訳)

(単位：円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	369,554,783
B 固 定 資 産	51,375,469
C 資 産 合 計 (A + B)	420,930,252
D 負 債 合 計	12,201,819
E 純 資 産 (C - D)	408,728,433

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

法人名 医療法人 仁 林 会
所在地 岐阜県土岐市土岐口中町二丁目40番地

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表

(令和 7年 9月30日 現在)

(単位：円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	369,554,783	I 流 動 負 債	12,201,819
II 固 定 資 産	51,375,469	負 債 合 計	12,201,819
1 有 形 固 定 資 産	51,310,469	純 資 産 の 部	
2 無 形 固 定 資 産	45,000	科 目	金 額
3 投 資 等	20,000	I 資 本 金	20,000,000
		II 利 益 剰 余 金	388,728,433
		純 資 産 合 計	408,728,433
資 産 合 計	420,930,252	負 債 ・ 純 資 産 合 計	420,930,252

法人名 医療法人 仁 林 会
所在地 岐阜県土岐市土岐口中町二丁目40番地

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書
(自 令和 6年10月 1日 至 令和 7年 9月30日)

(単位：円)

科 目	金 額
I 事 業 損 益	
A 本 来 業 務 事 業 損 益	
1 事 業 収 益	125,948,857
2 事 業 費 用	128,421,720
本 来 業 務 事 業 損 失	2,472,863
事 業 損 失	2,472,863
II 事 業 外 収 益	1,426,808
経 常 損 失	1,046,055
法 人 税 等	185,000
当 期 損 失	1,231,055

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 仁 林 会
理事長 林 芳 樹 殿

私は、医療法人 仁 林 会の令和6会計年度（令和6年10月1日から令和7年9月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 7年11月19日

医療法人 仁 林 会

監 事 林 祐 里